

議案第41号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(墨田区特別区税条例の一部改正)

第1条 墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条の2第3項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(墨田区議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第2条 墨田区議会の個人情報保護に関する条例(令和5年墨田区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、墨田区特別区税条例及び墨田区議会の個人情報保護に関する条例について、所要の規定整備をする必要がある。